

別紙

諮問第1678号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和3年度、東京都水道局がハイブリッド車を購入するために用意した予算の金額が分かる一切の資料、例1：令和3年度当初予算要求資料・令和3年度補正予算資料、例2：予算の査定基準資料・予算査定基準の通知文、例3：予算の内示書・令達書、例4：事業説明書・幹部レク資料など※名称は違っても、ハイブリッド車1台当たり何万円の購入予算が付けられていたか、分かる資料は全ての開示を希望する。※決裁を取っている場合は、決裁文書の開示を希望する。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都水道局長が令和4年7月29日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる対象公文書1から4までを特定し、条例7条6号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年3月15日に実施機関から理由説明書を、同年5月2日に審査請求人から意見書を收受し、同年6月30日（第239回第二部会）から同年10月27日（第242回第二部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件開示請求に対し、実施機関は、別表に掲げる本件対象公文書1から4までを特定し、同表に掲げる本件非開示情報について、条例7条6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書1から3までは、実施機関がハイブリッド車を含む車両を購入するために作成した予算要求資料、当該年度の予算内容一覧、予算要求に対する査定結果とその考え方を示した資料である。また、本件対象公文書4は、令和4年度予算編成の事前調整の一環として非ガソリン車導入の考え方について意思決定を行うために作成した資料であるが、令和3年度予算でのハイブリッド車購入に係る内容があったため対象公文書として特定したものである。

イ 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報について、公表されたとしても競争が不当に害されるとは考えられないこと、車両価格は随時変化しており過去の積算は現在の市場で通用しないため、予算額、非ガソリン車導入の考え方、車両更新計画、購入車両の型式に関する部分を非開示とする理由に根拠はないこと、また、既存車両の情報に関する部分は事実情報であり非開示はありえず、全て開示すべきであると主張している。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関における車両の購入は、次年度以降も同一仕様になることが想定される物品購入契約であり、車両購入に係る予算額、積算の考え方等を公にすると、今後実施される可能性のある車両の購入契約に係る予定価格を類推できることになるとの説明があった。また、実施機関においては営業所、浄水場、山間部事業所等が車両を保有しており、走行距離の長さや山間部の走行等、業務の特性に合わせた車両更新を行うことから、既存車両の取得年度、経過年数及び購入予定の車両の型式は、各事業所における車両更新

計画が推測されることとなる情報であり、非ガソリン車導入の考え方についても、車両購入に関する考え方が明らかになる情報であるとのことである。

審査会が検討するに、同一の仕様で継続的に実施される物品購入契約について、その予算額、購入に関する考え方、計画等が明らかになれば、当該契約における予定価格を高い精度で推測できることとなり、さらに、上記のとおり、既存の車両の取得年度、経過年数、購入予定の車両の型式及び非ガソリン車導入の考え方に係る情報は、実施機関における車両購入に関する考え方が明らかになる情報であるとの説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報はいずれも、これを公にすることとなると、今後の同種の契約における予定価格が推測され、その結果、適正な競争が阻害されることにより、入札に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件対象公文書		本件非開示情報
1	令和3年度当初予算営業設備費機械購入費要求資料	<ul style="list-style-type: none"> ・取得年度 ・経過年数 ・予算要求額に関する情報 ・購入する車両の型式等仕様に関する部分
2	令和3年度水道事業会計予算明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・予算要求額に関する情報
3	令和3年度当初予算内示書	<ul style="list-style-type: none"> ・予算要求額に関する部分
4	令和3年6月4日付幹部レク資料	<ul style="list-style-type: none"> ・非ガソリン車導入の考え方 ・車両更新計画 ・予算要求額に関する部分 ・購入する車両の型式に関する部分